

平成31年度 建設工事における失格基準の算定方法について

西はりま消防組合

建設工事等の入札における失格基準（最低制限価格）の算定方法は次のとおりです。

1 最低制限価格（予定価格が130万円を超え1億5千万円未満の建設工事が対象）

① 算定基準

次により算出した**基準額**から**②の方法**で減額した価格とする。

$$\text{基準額} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

注1 上記の経費以外のものは、適宜いずれかの経費に算入する。（例 直接工事費：機器費、直接制作費／共通仮設費：間接労務費／現場管理費：据付間接費、設計技術費、技術者間接費、工場管理費）

注2 建築工事・設備工事などにおける直接工事費は90%相当額に減額のうち算出する。
工種の目安 建築工事：建築、鋼構造物、解体等
設備工事：機械器具設置、電気通信等

注3 基準額が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格に10分の9を乗じて得た額を基準とする。

② 減額の方法

- 最低制限価格 = 基準額 × ランダム係数（1 - 減額率）

（千円未満（単価契約は円未満）の端数切捨て）

ランダム係数は、1～0.9991の範囲内で0.0001ごとの10通り

◆ ランダム係数の算定方法

気象庁が公表したデータによりランダム係数を算出

使用するデータ：入札書提出締切日（翌日公表）の姫路地点における現地平均気圧、平均気温及び平均風速の合計値（再度入札の場合は再度入札書提出締切日の数値）

参照：気象庁HP> 各種データ・資料 > 最新の気象データ > 毎日の全国データ一覧表

<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/synopday/index.html>

算定例

$$993.5(\text{現地平均気圧}) + 14.2(\text{平均気温}) + 2.1(\text{平均風速})$$

$$= 1,009.8$$

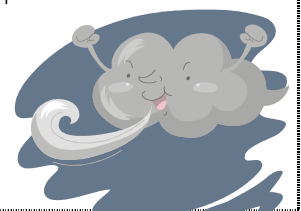
$$\frac{8}{10000} = 0.0008 \rightarrow \text{減額率}$$

※ 同日開札案件は、すべて同一の減額率を使用

$$7,654,350 \times (1 - 0.0008) = 7,648,000 \text{ (千円未満端数切捨て)}$$

※ 持参方式入札又は事故等により気象データが使用できない場合は、電子計算機でランダムに抽出した数値を使用

恣意性を排除し、透明性の向上に努めます



- 2 **建設コンサル等の委託業務**（予定価格が50万円を超える建設工事関連業務が対象）
最低制限価格の算定基準

最低制限価格＝基準額（設計金額×7／10）×ランダム係数（1－減額率）

（ランダム係数は、建設工事と同様の方法で算出／千円未満の端数切捨て）